

20歳になったら、国民年金

国民年金は、老後の暮らしや病気や事故で障がいが残ったときなど、いざという時の生活を働いている世代みんなを支える制度です。

日本では、20歳から60歳までの人に加入が義務づけられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

国民年金のポイント

①将来の大きな支えになります！

国が責任をもって運営するため、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

②老後のためだけのものではありません！

国民年金は、老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。

○障害年金

病気や事故で障がいが残ったときに受け取ることが出来ます。

○遺族年金

加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取ることが出来ます。

☑国民年金保険料のお支払い

○国民年金の保険料

令和4年度の1カ月の保険料は、16,590円です。

○「前納割引制度」があります。

保険料をまとめて前払い（前納）すると割引が適用されます。

○口座振替・クレジットカードでのお支払い

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。さらに、「早割（当月未納付）」や「前納」で納めると保険料が割引されます。



☑「学生納付特例制度」・「納付猶予制度」について

収入が少なく、保険料の支払いが困難な場合は、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

○学生納付特例制度

学生でご本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

○納付猶予制度

学生でない50歳未満の人でご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度です。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の電子送付サービスが開始しました！

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の電子データを、マイナポータルの「お知らせ」で受け取れる電子送付サービスを開始しました。令和5年1月からは、受け取った電子データを国税庁の提供するe-Tax等に取り込むことができ、簡単に確定申告や年末調整ができます。詳しくは、日本年金機構のホームページ（<http://www.nenkin.go.jp>）を確認ください。

問合せ先

日本年金機構
智頭町役場

鳥取年金事務所
役場税務住民課

☎0857-27-8311

☎75-4118